

# 10月から不妊治療費等助成制度が新しくなります

町では、不妊治療費助成制度の内容を変更します。

助成を希望される方は、治療開始届出書の提出が必要になりますので、お早めに届出をお願いします。

以前に1または2か年度助成を受けている方も、対象要件に該当すれば、7か年度から引いた残りの年度を申請することができます。

## 《助成の内容等》

(旧)

区分	内容	助成金等	期間
不妊治療	医師が認めた不妊治療	自己負担額の2分の1 年額10万円限度 ※群馬県の助成額を控除したもの)	通算 2か年度
(特定・一般区分なし)			



(新)

区分	内容	助成金等	期間
特定不妊治療	体外受精もしくは顕微授精による治療	治療費等の2分の1か、100万円のいずれか少ない金額 ※群馬県が実施している助成制度を先に申請してください。	通算 7か年度
一般不妊治療	上記以外の一般的な治療	治療費等の2分の1か、20万円のいずれか少ない金額	
不育治療	不育症の治療	治療費等の2分の1か、20万円のいずれか少ない金額	

(注) 医療機関で支払いをした治療費から、保険等から補てんされる金額を差し引いた金額が、助成金算定の基準額となります。

## 《対象要件》

- ・法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ・「不妊治療・不育治療開始届出書」を提出していること
- ・治療日時点で町内に住所を有し、引き続き定住の意旨があること
- ・医療保険各法の被保険者または被扶養者であること
- ・町税等に滞納がないこと
- ・妻の年齢が43歳未満であること
- ・特定不妊治療については、知事が指定した医療機関で治療を受けていること

問合せ・申請先 保健環境課 保健予防係(保健センター) ☎82-5490 担当 保健師

## 年金

期限までに  
「扶養親族等申告書」を  
提出しましょう

老齢年金は所得税法で「雑所得」となり、課税の対象となるため、年金額から各種控除を差し引いた残りの金額を基に、税金が課税されます。

また、次の方については、源泉徴収(年金を支給する際に税金を天引き)の対象となり、「扶養親族等申告書」(八ガキ)が10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入し、期限までに必ず提出して下さい。

○65歳未満で108万円以上の年金を受けている人

○65歳以上で158万円以上の年金を受けている人

※この申告書を提出しないと、扶養控除や障害控除等が受けられず、税金が多く源泉徴収されてしまうことがありますので、忘れず提出しましょう。

なお、障害年金や遺族年金には税金が課税されませんので、これらを受給している方には「扶養親族等申告書」は送られません。

## 問い合わせ先

高崎年金事務所 お客様相談

☎027-32217753

ねんきんダイヤル ☎0570-051165

# 募集 保育所入園児募集

平成28年度の保育所入園児童を募集します。

入園を希望される児童の保護者は申込書(関係書類添付)を提出してください。

※現在入園している園児は、家庭状況報告書、在職証明書等の関係書類の提出が必要です。

※町外の保育所に入園している園児は、毎年、申込みが必要ですので手続きをしてください。

## 【町内保育園】

馬山保育園 (82)2323

青倉保育園 (82)2549

## 【年齢】

0歳以上の児童(平成28年4月1日現在)

## 【募集期間】

10月1日(木)～15日(木)

## 【入所基準】

保育所へ入所できる児童は、両親及び同居の親族が次のいずれかの事情にあるため、該当児童の保育ができない場合です。

- ①昼間に居宅外で仕事をするを常態としている。
- ②昼間に居宅内で家事以外の仕事をするを常態としている。
- ③妊娠中または出産後間もない。
- ④病気、負傷、または心身に障害を有している。
- ⑤長期にわたる病人や心身に障害を有する同居の親族を常時介護している。
- ⑥震災・風水害・その他の震災の復旧に当たっている。
- ⑦求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。
- ⑧次のいずれかに該当する。
  - 1)教育施設に在学している。
  - 2)職業訓練校等における職業訓練を受けている。
- ⑨次のいずれかに該当する。
  - 1)児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる。



2)配偶者からの暴力により保育を行うことが困難と認められる。

⑩育児休業をする場合に、既に保育所を利用している子どもが引き続き利用することが必要と認められる。

## 【添付書類】

(両親及び同居で65歳未満の祖父母が次の事項に該当する場合)

- 在職証明書 勤めている場合  
(パート等の場合、就労時間の下限は、1ヶ月当たり48時間です。)
- 内職証明書 内職をしている場合  
(一日平均4時間以上でないとし入所理由になりませんのでご注意ください。)
- 自営業証明書 農業または自営業の場合
- 母子手帳の写し 妊娠中の場合
- 診断書・介護証明書 病気または介護しなければならない人がいる場合
- 求職活動 ハローワークカードの写し等
- 就学 在学を確認できるものの写し等

## 【申込み先】

新規入園希望者 → 役場健康課

継続入園希望者 → 希望する保育園

※入所基準に該当しない場合は入園できません。また、入所基準に該当しても、定員を超えた場合には入園できないことがあります。

入所申込書および各種証明書の用紙は、健康課福祉係と各保育園にあります。

## 【問い合わせ先】

健康課福祉係 ☎64-8803(直通)

## 10月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保 育 園	馬山保育園	青倉保育園	※保育園の見学や子育て相談はいつでも実施しています。ご希望の方は保育園へお問い合わせください。  ■問合せ先 馬山保育園 82-2323 青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 64-8803(直通)
会 場	保育園ホール	保育園内	
実 施 日	10/15(木)	10/6(火)・10/13(火)	
時 間	10:00～11:00	10:00～11:30	
対 象 児	妊婦さんと3才児まで	妊婦さん～未入園児	
内 容	リトミック	親子ふれあい遊び	
	乳幼児の育て方及び在園児との交流	保育園児とあそぼう 園庭開放	
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。	動きやすい服装でご参加下さい。	
講 師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	参加ご希望の方は事前にご連絡ください。	

10月期の児童手当 10月9日(金)に各口座に振り込みますのでご確認ください。

問合せ先 健康課 福祉係 ☎64-8803(直通)